

経営情報学会九州・沖縄支部規則

(名称)

第1条 本支部は経営情報学会九州・沖縄支部と称する。

(地域)

第2条 本支部は次の地域に在住するすべての経営情報学会会員(正会員、学生会員、賛助会員、名誉会員)を以って構成する。ただし、次の地域外に在住する会員で、特に本人からの希望があり、かつ本支部運営委員会が認めた場合には本支部に所属することができる。九州各県(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県)、山口県、沖縄県

(目的)

第3条 本支部は経営情報学会(以下本部と称する)定款第4条の目的を達成するため、本支部における活動を推進する。

(事業)

第4条 本支部は第3条の目的達成のために、必要に応じて次のような事業を行うことができる。

- (1)研究会、研究発表会
- (2)シンポジウム、講演会、討論会
- (3)調査、共同研究、委託研究
- (4)研修会、学習会、セミナー
- (5)見学会、交流会
- (6)新進気鋭の研究者への研究機会の提供
- (7)その他必要と認められる事業

(役員およびその選出)

第5条 本支部に次の役員を置く。

- (1)支部長1名
- (2)副支部長2名以内
- (3)運営委員5名以上15名以内

(支部長)

第6条 支部長は支部を代表し、支部の運営に当たる。

- 2 支部長は支部長会に出席し、支部運営に関する報告を行い、意見を述べる。
- 3 支部長の任期は2年とし、重任を認めない。
- 4 支部長は本支部に所属する正会員の中から、運営委員会において選任する。

(副支部長)

第7条 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある場合その職務を代行する。

- 2 副支部長の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 3 副支部長は本支部に所属する正会員の中から、運営委員会において選任する。

(運営委員)

第8条 運営委員は支部の事業計画、予算、決算等の立案、審議、及び事業の運営を行う。

- 2 運営委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 3 運営委員は本支部に所属する名誉会員、正会員、または賛助会員(登録者)の中から、運営委員会の推薦に基づき、支部総会において選任する。

第9条 役員に欠員が生じた場合には運営委員会の推薦により補充することができる。

その任期は前任者の残任期間とする。

(支部総会)

第10条 本支部全体に関わる事項を決定し、支部会員相互の意思疎通を図るため、年1回支部総会を開催する。

- 2 支部長は支部総会を招集し、その議長を務める

- 3 運営委員会が必要と認めた場合、または支部会員の2分の1以上から会議に付すべき事項を示して開催を請求された場合には、臨時支部総会を開催しなければならない。
- 4 支部総会では次の事項について審議を行う。
 - (1) 次年度役員の承認
 - (2) 該当年度事業報告及び決算
 - (3) 次年度事業計画及び予算
 - (4) その他支部運営に必要な事項
- 5 支部総会の議事は出席者の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。

(運営委員会)

第11条 本支部の運営を円滑に推進するため、本支部に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の構成員は本支部役員全員とする。
- 3 支部長は随時運営委員会を招集し、その議長を務める。
- 4 役員の過半数から会議に付すべき事項を示して開催を請求された場合には速やかに運営委員会を開催しなければならない。
- 5 運営委員会の議事はこの規則に別段の定めある場合を除き、出席者の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。
- 6 運営委員会では次の事項について審議を行う。
 - (1) 本支部の運営方針
 - (2) 当該年度事業報告及び決算
 - (3) 次年度事業計画及び予算
 - (4) 支部規則その他の規程
 - (5) その他支部運営に必要な事項

(支部会計)

第12条 本支部の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

第13条 本支部の運営経費は本部からの支部補助金、事業収入その他を以ってこれに当てる。

付則1 本規則は2002年4月1日より施行する。

付則2 本規則は2021年11月12日より施行する。